

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針及び庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下、「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫及び株式会社しんきん北海道金融センター（以下、総称して「当金庫等」といいます。）がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - （１）次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立又は競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - （２）①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - （１）対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - （２）対象取引又はお客さまとの取引の条件又は取引方法を変更する方法
 - （３）対象取引又はお客さまとの取引を中止する方法
 - （４）対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び管理責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理の適切性及び有効性について定期的に検証します。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、関係法令を遵守し、金庫全体として実効的な態勢整備に取り組み、業務の適切性を確保します。

1. 運営方針
当金庫は、マネロン等対策を経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、経営陣が主導的に関与して、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
また、当金庫のマネロン等に係るリスクが変化した場合や運営上の課題等が確認された場合は、あらためて方針・手続・計画等の見直しを行い、マネロン等対策の実効性を高める態勢を構築します。
2. 管理態勢
当金庫は、マネロン等対策の担当役員、統括部署及び主管部署を定めて一元的な管理態勢を構築し、関係部門の連携のもと、マネロン等対策に取り組みます。
また、グループ会社におけるマネロン等対策について、グループ一体で整合的に対策に取り組みます。
3. リスクベース・アプローチ
当金庫は、リスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を行う「リスクベース・アプローチ」の考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン等に関するリスクに対して適切な措置を講じます。
4. お客さまへの対応
当金庫は、関係法令に基づいた適切な取引時確認を実施し、お客さまや取引のリスクに即した対応策等、適切な措置を実施する態勢を整備します。
5. 疑わしい取引の届出
当金庫は、営業店等からの報告又は取引モニタリング・フィルタリングにおいてシステム検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい取引やお客さま等を適切に把握し、当局に対して直ちに疑わしい取引の届出を行います。
6. 資産凍結の措置
当金庫は、国内外の規制等に基づき、制裁対象者等との取引関係の排除及び資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の指導、研修
当金庫は、マネロン等対策に係る取組みを役職員に浸透させることにより、役職員がマネロン等対策に関する知識、理解を深め、取引時確認や取引記録の作成などの顧客管理を適切に行うよう、継続的な指導、研修を実施し、役割に応じた専門性、適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
当金庫は、マネロン等リスク管理態勢について、統括部署及び主管部署による検証に加え独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、更なる態勢の改善に努めます。
9. お客さまからの理解促進
新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について、お客さまから理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取り組みます。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

● 当金庫の取組みについて

2007年6月の政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」とそれに基づく行政当局の方針、全国の都道府県での暴力団排除条例の施行などにより、信用金庫には反社会的勢力との取引解消に向けた更なる態勢整備が求められています。

当金庫においても、すでに預金取引・貸出取引等の各種約款・契約書等に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力を取引から排除する対象としております。これにより、以下のⅠ. のいずれかに該当する者は当金庫の会員となることはできません。また、会員が以下のⅡ. のいずれかに該当するときは総代会の決議により除名となることがあります。

Ⅰ. 当金庫の会員となることができない者

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）
2. 次の各号のいずれかに該当する者
 - （１）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （３）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
 - （４）暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （５）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

Ⅱ. 総代会の決議により除名となることがある場合

1. 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - （１）暴力的な要求行為
 - （２）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （３）取引に関して、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
 - （４）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの金庫の信用を毀損し又はこの金庫の業務を妨害する行為
 - （５）その他前各号に準ずる行為
2. 加入申込書でしていただく、上記Ⅰ. の「1.」及び「2.」のいずれにも該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。